

■令和7年度 所得段階別介護保険料

段階	対象者	年額保険料
第1段階	・世帯全員が住民非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が <u>80万9000円以下</u> の方 ・生活保護の受給者	32,487円 ※(20,349円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が <u>80万9001円以上</u> 120万円以下の方	48,909円 ※(34,629円)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 120万1円以上の方	49,266円 ※(48,909円)
第4段階	・本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、合計所得金額＋課税年金収入額が <u>80万9000円以下</u> の方	64,260円
第5段階 (基準額)	・本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で第4段階以外の方	71,400円
第6段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 120万円未満の方	85,680円
第7段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 120万円以上 210万円未満の方	92,820円
第8段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 210万円以上 320万円未満の方	110,670円
第9段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 320万円以上 420万円未満の方	124,950円
第10段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 420万円以上 520万円未満の方	139,230円
第11段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 520万円以上 620万円未満の方	153,510円
第12段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 620万円以上 720万円未満の方	167,790円
第13段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 720万円以上 820万円未満の方	182,070円
第14段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 820万円以上 920万円未満の方	196,350円
第15段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 920万円以上の方	210,630円

※第1段階・第2段階・第3段階の保険料は、消費税による公費により軽減されています。

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の人は、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。